

最高裁秘書第3545号

令和元年7月8日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



司法行政文書開示通知書

平成31年4月22日付け（同月23日受付、最高裁秘書第2243号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

平成28年12月20日付け広報課長、刑事局第二課長事務連絡「訴訟関係人に対する刑事訴訟事件の判決要旨の交付について」（片面で2枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

(担当) 秘書課 (文書室) 電話03(3264)5652 (直通)

(庶ろー06)

平成28年12月20日

高等裁判所事務局長 殿

地方裁判所事務局長 殿

最高裁判所事務総局広報課長 氏 本 厚 司

最高裁判所事務総局刑事局第二課長 吉 田 智 宏

訴訟関係人に対する刑事訴訟事件の判決要旨の交付について

(事務連絡)

事務局（総務課等）において、司法行政上の便宜供与として、報道機関に対して判決要旨を交付することがありますが、刑事訴訟事件においては、判決書原本の作成が判決宣告後になり判決書謄本の交付に時間を要する場合などに、訴訟関係人から判決要旨の交付を求められることがあります。この場合には、事務局において、裁判体の意見を踏まえ、司法行政上の便宜供与として、当該訴訟関係人に対し、報道機関交付用の判決要旨を交付することが相当であると考えられます。

また、訴訟関係人から裁判部に対して判決要旨の交付を求められることもありますが、そのような場合においても、裁判部から事務局に取り次ぐようあらかじめ裁判部と事務局の間で取り決めておくなど、裁判部において、事務局と連携して、訴訟関係人への対応に遗漏がないようにする必要があります。裁判部で報道機関交付用の判決要旨を保管していれば、特段の支障がない限り、裁判部において、事務局と協議をした上で、司法行政上の便宜供与として、訴訟関係人に当該判決要旨を交付することも考えられ、その旨などを裁判部と事務局との間であらかじめ取り決めておくことが有用と考えられます。

については、本事務連絡を関係の裁判官及び職員に適宜回覧するなどしてこの趣旨

を周知し、適切な取扱いに努めてください。

なお、簡易裁判所に対しては、所管の地方裁判所から連絡してください。